

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきまして、介護報酬改定に伴い『介護職員等特定処遇改善加算』が増設され、当施設におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している事
- B 介護職員書風改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っている事
- C 処遇改善に基づく賃金以外の具体的取組内容について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っている事

という3つの要件を満たしている必要がございます。以上の要件に基づき、当施設における処遇改善に関する具体的な取り組みについて、下記の通り公表を致します。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための、施策・仕組み等の明確化</li> <li>●他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</li> </ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> <li>●エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入</li> </ul>
両立支援、多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者の為の休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li> <li>●職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備</li> <li>●有給休暇が取得しやすい環境の整備</li> <li>●業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</li> <li>●障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮</li> </ul>
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</li> <li>●5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li> <li>●業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</li> </ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> </ul>